【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第五十五条　削除

（改正前）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産手続開始の決定により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　分割により事業の全部又は一部を承継させたとき。　その会社

六　事業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

②　証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割により事業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては事業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

③　証券会社は、証券業の廃止をし、合併（当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤　証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併、分割による事業の全部又は一部の承継及び事業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条において「顧客取引」という。）を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

⑥　会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、証券会社が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産手続開始の決定により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　分割により事業の全部又は一部を承継させたとき。　その会社

六　事業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

②　証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割により事業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては事業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

③　証券会社は、証券業の廃止をし、合併（当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤　証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併、分割による事業の全部又は一部の承継及び事業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条において「顧客取引」という。）を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

⑥　会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、証券会社が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（改正前）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産手続開始の決定により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　分割により営業の全部又は一部を承継させたとき。　その会社

六　営業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

②　証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割により営業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては営業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

③　証券会社は、証券業の廃止をし、合併（当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による営業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤　証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併、分割による営業の全部又は一部の承継及び営業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条において「顧客取引」という。）を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

（⑥　新設）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】

（改正後）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産手続開始の決定により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　分割により営業の全部又は一部を承継させたとき。　その会社

六　営業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

②　証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割により営業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては営業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

③　証券会社は、証券業の廃止をし、合併（当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による営業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤　証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併、分割による営業の全部又は一部の承継及び営業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条において「顧客取引」という。）を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

（改正前）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　分割により営業の全部又は一部を承継させたとき。　その会社

六　営業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

②　証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割により営業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては営業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

③　証券会社は、証券業の廃止をし、合併（当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産以外の理由による解散をし、分割による営業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤　証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併、分割による営業の全部又は一部の承継及び営業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条において「顧客取引」という。）を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】

（改正後）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　分割により営業の全部又は一部を承継させたとき。　その会社

六　営業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

②　証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割により営業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては営業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

③　証券会社は、証券業の廃止をし、合併（当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産以外の理由による解散をし、分割による営業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤　証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併、分割による営業の全部又は一部の承継及び営業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条において「顧客取引」という。）を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

（改正前）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産以外の理由により解散したとき。　その清算人

（五　新設）

五　営業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

②　証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては、営業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

③　証券会社は、証券業の廃止、合併（当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）、合併及び破産以外の理由による解散又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤　証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併及び営業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条において「顧客取引」という。）を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　営業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

③　証券会社は、証券業の廃止、合併（当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）、合併及び破産以外の理由による解散又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（改正前）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　営業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

③　証券会社は、証券業の廃止、合併（当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）、合併及び破産以外の理由による解散又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　営業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

（改正前）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　営業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第五十五条　証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券業を廃止したとき。　その会社

二　合併により消滅したとき。　その会社を代表する役員であつた者

三　破産により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　営業の全部又は一部を譲渡したとき。　その会社

②　証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては、営業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

③　証券会社は、証券業の廃止、合併（当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）、合併及び破産以外の理由による解散又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

④　証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤　証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併及び営業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条において「顧客取引」という。）を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

（改正前）

（新設）